

第2編 基本構想

- 第1章 高鍋町の将来像
- 第2章 まちづくりの基本方針
- 第3章 まちづくりの基本目標

第1章 高鍋町の将来像

1. 目標とする高鍋町の将来像

高鍋町は県の中央部に位置し、海や山に囲まれた自然あふれるまちで、古くから「歴史と文教の町」としての伝統があります。

名君上杉鷹山公の兄であり高鍋藩第7代藩主秋月種茂公によって創設された「明倫堂」の精神や石井十次の人間愛など、多くの先賢により文教の伝統が生まれ、高鍋町のもとな文化の源となっています。

平成13年2月に町制施行100周年を迎え、その永い歩みの中で先人先輩方が築き上げられたこの郷土のすばらしさを継承・発展させるためには、高鍋町の特性や可能性を最大限に活かすとともに、町民や地域の活力を引き出し、より一層個性的で魅力ある町へと発展させる必要があります。

すべての町民が高鍋町を愛し、そのすばらしさを共有し、住む人はもちろんのこと、訪れる人にも落ち着きとやすらぎのあるまちをつくり、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくため、目標とする高鍋町の将来像を次のようにします。

「高鍋町の将来像」

**住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」
～子どもがにぎわうまちづくり～**

町民一人ひとり、また、町民と行政の創意工夫によるまちづくりを行うとともに、歴史・自然との共生を図りながら、《住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」》の実現を目指します。

特に、「～子どもがにぎわうまちづくり～」は、若い世代の人々が高鍋町に生活拠点を築いて定住し、安心して子どもを産み育てることができる環境を創っていかうというものです。「教育」「子育て支援」はもちろんのこと、安全・安心の確保や雇用の場の創出など町全体の施策や各分野の計画に「～子どもがにぎわうまちづくり～」の考え方を取り入れ、若い人のみならず誰もが住みたいと思える元気で活力のあるまちづくりを展開していきます。

2. 高鍋町の将来人口

(1) 人口推計の方法

平成17年国勢調査（10月1日現在）人口を基準として、コーホート要因法により将来人口の推計を実施しました。

また、本計画の目標年である平成24年・平成28年及びその他の年の人口を推計するため、推計の基準年として用いた平成16年、平成18年、平成19年、平成20年（各年10月1日現在）の人口については、平成17年国勢調査のデータを基に、住民基本台帳の月別男女年齢別自然動態（出生・死亡）数及び社会移動（転入・転出）数を加減し積み上げ推計しました。

コーホート要因法による推計では、男女・年齢別人口（5歳階級別）を基準に、男女年齢別生残率、男女年齢別社会移動率、女性の年齢別出生率及び出生性比率を用いて将来の人口推計を行うもので、平成17年国勢調査のデータを基に5年後の平成22年の男女別・年齢階級別人口の推計を行い、続いて、平成22年の推計結果を基に平成27年の推計を行うという作業を繰り返し行っています。

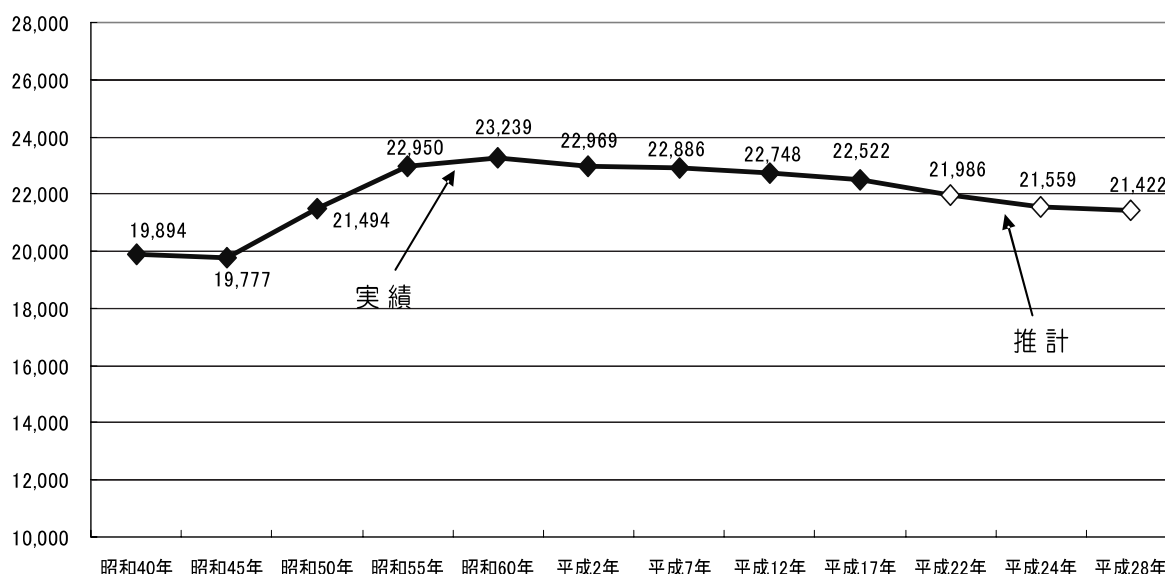
さらに、特殊要因として南九州大学の移転に伴う学生数・職員数分の人口減少を考慮し、上記により算出された数値から差し引いています。

(2) 総人口

本町の人口は、南九州大学及び県立農業大学校の開校による学生人口の増加、経済の安定成長期における周辺町村部からの流入、第2次ベビーブームなどにより、昭和45年から昭和55年にかけての10年間で人口が大きく伸びています。また、昭和61年までは、自然増加数が社会減少数を上回っていたことより人口は微増していましたが、それ以降は社会減少数が自然増加数を上回るようになり、全国的な傾向と同様に人口の減少が始まっています。

今後、さらなる少子・高齢化の進行が予測されることから、人口は引き続き減少傾向にあるものと想定されます。

また、南九州大学の移転も人口減少の一因となっています。



○高鍋町の将来推計人口

(単位：人)

	昭和60年 (実績)	平成17年 (実績)	平成24年 (推計・中間年)	平成28年 (推計・目標年)
総人口	23,239	22,522	21,559	21,422
男	11,356	10,893	10,169	10,151
女	11,883	11,629	11,390	11,271

○高鍋町の人口動態

(単位：人)

区分	人口 10/1現在	転入	転出	社会動態	出生	死亡	自然動態	前年との 人口増減
平成10年	22,779	1,805	1,755	50	212	170	42	92
平成11年	22,816	1,767	1,733	34	201	198	3	37
平成12年	22,748	1,723	1,695	28	203	181	22	—
平成13年	22,777	1,717	1,723	△ 6	220	185	35	29
平成14年	22,728	1,662	1,714	△ 52	210	207	3	△ 49
平成15年	22,613	1,521	1,672	△ 151	221	185	36	△ 115
平成16年	22,302	1,319	1,648	△ 329	191	173	18	△ 311
平成17年	22,522	1,376	1,574	△ 198	200	206	△ 6	—
平成18年	22,401	1,340	1,424	△ 84	171	208	△ 37	△ 121
平成19年	22,311	1,374	1,472	△ 98	215	207	8	△ 90
平成20年	22,314	1,322	1,285	37	192	226	△ 34	3
平成21年	22,015	1,146	1,399	△ 253	200	246	△ 46	△ 299

※各年とも、前年10月1日から当年9月30日までの1年間の数を集計。

※平成12年・平成17年は国勢調査人口、それ以外の年は推計人口。

資料：宮崎県の人口（宮崎県県民政策部統計調査課発行）

(3) 年齢別人口

過去の年齢別人口をみると、年少人口の割合は、昭和60年の22.7%から平成7年は16.5%、平成17年では13.9%と年々減少しています。一方、老年人口の割合は、昭和60年の11.4%から平成7年は16.4%、平成17年では22.4%と年々増加しており、少子高齢化が進行しています。

これらの傾向を踏まえると、本計画の目標年次である平成28年には、年少人口が2,770人（12.9%）、生産年齢人口は11,901人（55.6%）、老年人口は6,751人（31.5%）になるものと想定されます。

○国勢調査人口（実績：各年10月1日現在）

	昭和60年		平成7年		平成17年	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
総人口	23,239	100.0	22,886	100.0	22,522	100.0
年少人口(0歳～14歳)	5,281	22.7	3,782	16.5	3,115	13.9
生産年齢人口(15歳～64歳)	15,314	65.9	15,346	67.1	14,346	63.7
老年人口(65歳～)	2,644	11.4	3,758	16.4	5,048	22.4
年齢不詳	0	—	0	—	13	—

(4) 世帯数

過去の世界帯数は、人口の増減にかかわらず一定の率で増加しています。反面、一世帯当たり人員は、一定の割合で減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

これらの傾向を踏まえると、平成28年の世帯数は9,365世帯、一世帯当たり人員は2.3人になるものと想定されます。

(5) 産業別就業人口

平成12年から平成17年にかけて、総就業人口は減少傾向で推移しており、総人口に占める割合（就業率）は、47%程度で推移しています。また、産業別就業人口の割合は、第3次産業の占める割合が拡大傾向にあります。

これらの傾向を踏まえると、平成28年における総就業人口は、10,361人になるものと想定されます。

産業別就業人口については、第1次産業が1,174人（11.3%）、第2次産業が1,570人（15.2%）、第3次産業が7,617人（73.5%）になるものと想定されます。

○将来人口フレーム

（単位：人、%）

区 分	実 績				推 計			
	平成12年		平成17年		平成24年		平成28年	
	(2000年)	構成比	(2005年)	構成比	(2012年)	構成比	(2018年)	構成比
総人口	22,748	100.0%	22,509	100.0%	21,559	100.0%	21,422	100.0%
0～14歳(年少人口)	3,398	14.9%	3,115	13.9%	3,036	14.1%	2,770	12.9%
15～64歳(生産年齢人口)	14,932	65.7%	14,346	63.7%	12,808	59.4%	11,901	55.6%
65歳以上(老年人口)	4,418	19.4%	5,048	22.4%	5,715	26.5%	6,751	31.5%
世帯数	8,753	—	8,940	—	9,209	—	9,365	—
一世帯当たり人員	2.60	—	2.52	—	2.34	—	2.29	—
総就業人口	10,716	100.0%	10,557	100.0%	10,406	100.0%	10,361	100.0%
第1次産業	1,366	12.8%	1,303	12.4%	1,220	11.7%	1,174	11.3%
第2次産業	2,531	23.6%	2,182	20.7%	1,777	17.1%	1,570	15.2%
第3次産業	6,813	63.6%	7,055	66.9%	7,409	71.2%	7,617	73.5%
分類不能	6	—	17	—	—	—	—	—

※各年齢別人口には不詳も含まれるため、各年齢別人口の合計は、国勢調査による総人口とは同一にならない。（平成17年）

(6) 目標人口

本町の人口は、昭和61年の23,286人（10月1日現在）をピークに減少傾向をたどり、平成21年10月1日現在の現住人口は22,015人となっています。

少子高齢化の進行に加え、南九州大学の移転による若者人口の減少により、地域の活力や維持力の低下が懸念され、このままの状況では人口の減少と少子高齢化がさらに進んでいくことが予測されます。

このため、子育て支援施策をはじめとする各施策の総合的な推進により人口増加への転化を図ります。

なお、計画最終年度（平成28年度）における目標人口を22,000人とします。

3. 都市（まち）づくりの将来構造

（１）都市づくりの基本方針

本町は旧来から、国・県等の行政施設が立地しており、西都児湯地域の中心として発展してきました。また、平成22年には東九州自動車道高鍋ＩＣが供用開始の予定であり、本町にとっても大きな局面を迎えています。

本町の都市づくりにあたっては、東九州自動車道開通による効果を最大限に受けることのできる都市構造を形成するため、空洞化が進んだ中心商店街の活性化や舞鶴公園をはじめとした豊富な地域資源の整備を図るとともに、そのつながりを強化する交通網の整備を促進します。

また、豊かな自然環境や歴史・伝統・文化の継承と併せて、居住地・商業地・公共施設等が一定のエリア内にコンパクトに集約し、相互に交流できる快適で利便性の高い都市環境づくりに重点を置くこととします。

（２）将来の交通軸の設定

①南北軸

- 本町を南北に貫く国道10号及び平成22年供用開始予定の東九州自動車道は、広域的な交通軸であり、広域幹線道路として位置づけます。
- 町道蓑江・小鶴（１）線、町道高月・平原線等については、市街地内の主要な南北軸として位置づけます。
- 町道川田・竹鳩線は、高鍋ＩＣと市街地を結ぶ重要路線として位置づけ、今後も竹鳩橋架け替えを国・県に要望していきます。

◆広域南北軸	○国道10号 ○東九州自動車道
◆域内南北軸	○町道蓑江・小鶴（１）線、県道日置南高鍋線 ○町道高月・平原線、町道平原・川田線、県道宮崎高鍋線 ○町道川田・竹鳩線

②東西軸

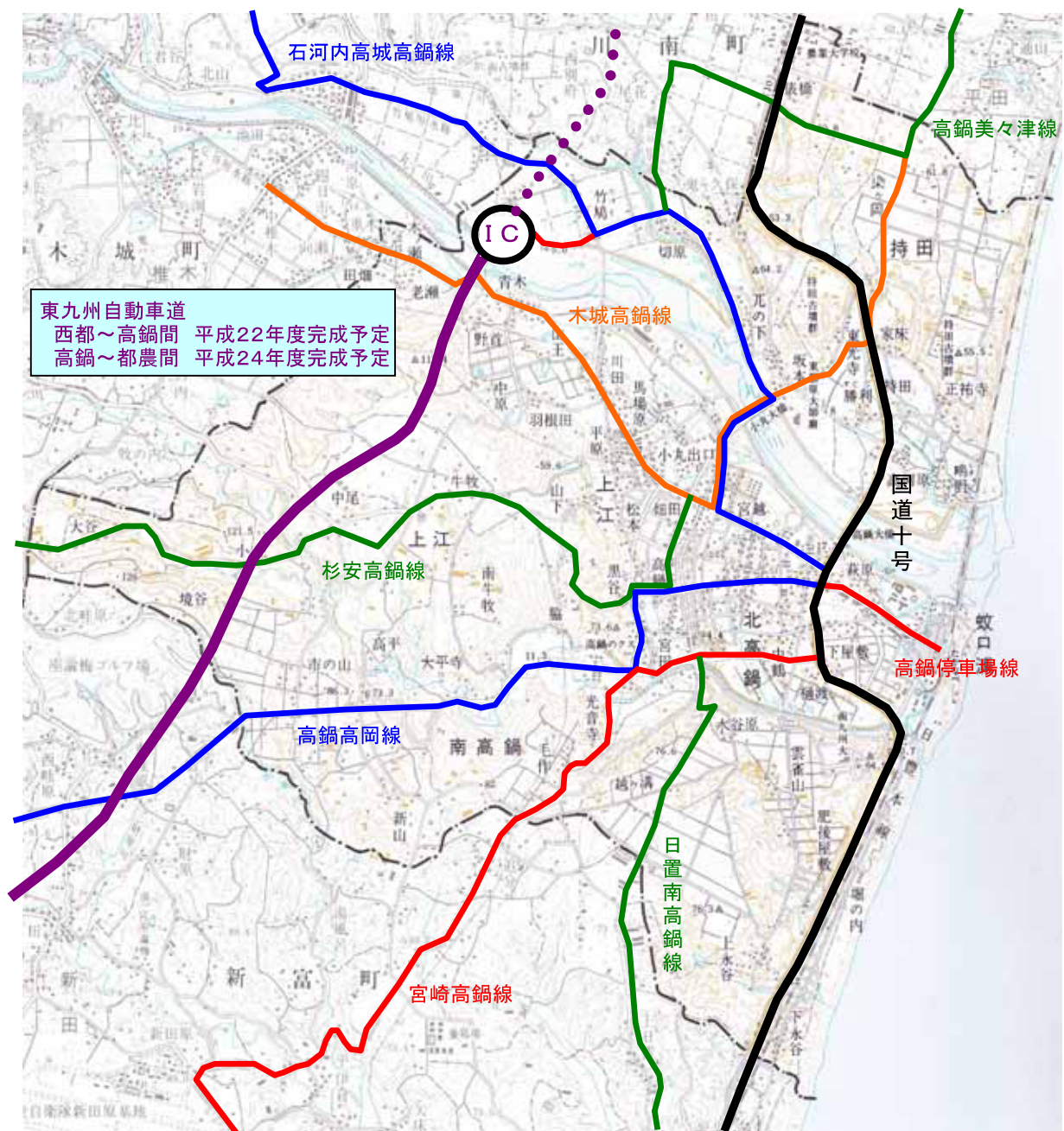
- 国道10号から木城町へ延びる県道石河内高城高鍋線及び県道木城高鍋線、西都・高岡方面へ延びる県道宮崎高鍋線及び県道高鍋高岡線は、都市間連絡の広域幹線道路として位置づけます。
- 都市計画道路蚊口高月線（県道高鍋停車場線及び県道高鍋高岡線）は、高鍋駅から国道10号を貫き中心市街地を結ぶ、市街地の要となる東西交通軸として位置づけます。
- 高鍋ＩＣと市街地を連絡する道路として、都市計画道路高鍋インター線（県道石河内高城高鍋線）を東西交通軸として位置づけます。
- 都市計画道路高鍋インター線と国道10号を連絡する道路として、県道木城・高鍋線及び町道坂本・嶋野線を東西交通軸として位置づけます。
- 町道坂本・鬼ヶ久保線は、道路の老朽化及び急傾斜地崩壊の危険性があるため、将来的には、町道東光寺・桧谷線から持田古墳群を貫く東光寺・鬼ヶ久保線（仮称）の整備構想を視野に入れ検討を行います。

- ◆広域東西軸 ○県道石河内高城高鍋線、県道木城高鍋線
- 県道宮崎高鍋線、県道高鍋高岡線
- ◆域内東西軸 ○都市計画道路蚊口高月線、県道杉安高鍋線
- 都市計画道路高鍋インター線
- 町道東光寺・桧谷線、町道坂本・鳴野線

③鉄道軸

○鉄道は、J R 日豊本線が南北に走っており、J R 高鍋駅を児湯地域の鉄道の玄関口として位置づけます。

- ◆鉄道軸 ○J R 日豊本線



（３）土地利用の方向性

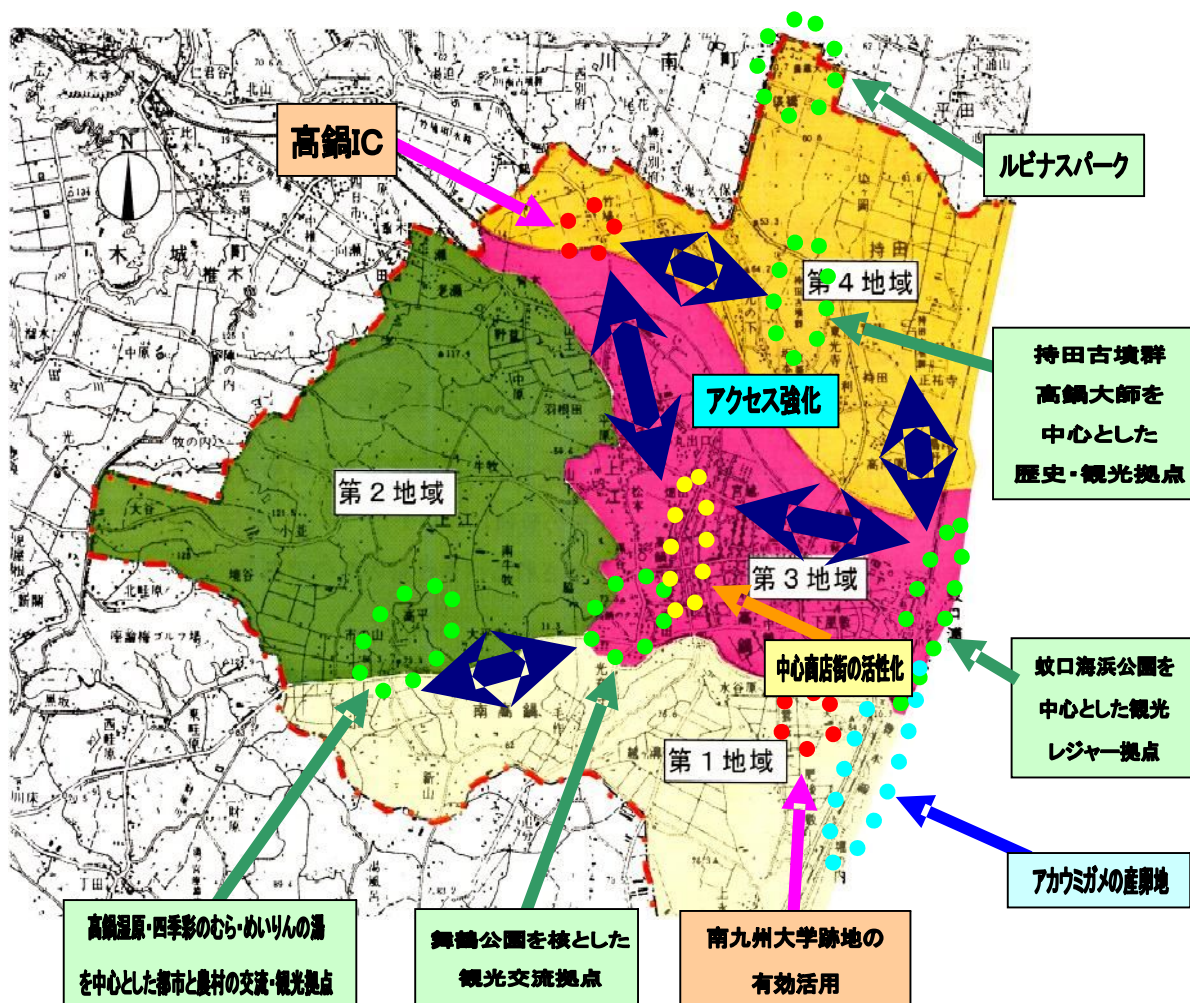
本町の土地利用については、次の３つの柱を基本に、周辺市町村の土地利用との調和を図り、安全で快適な生活環境の向上に十分配慮しながら、効率的で秩序ある町土地利用を推進します。

- ◆ 地域の自然・歴史・文化等を活かした個性ある景観の形成を図るとともに、町民の余暇志向、健康志向、自然とのふれあい志向などへ適切に対処し、心のふるさとづくりを目指した
「美しくゆとりある町土地利用」
- ◆ 災害に強いまちづくりの観点から、治山・治水等、土地の持つ機能の向上を図る
「安全・安心な町土地利用」
- ◆ 自然環境と風土保全の観点から、
「自然と共生する持続可能な町土地利用」

（４）地域別土地利用の方向性

本町の将来像である『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」』の実現を目指し各地域の特性を活かした土地利用を総合的かつ計画的に推進します。

なお、地域の区分は、土地利用の現況、地域の自然的・社会的条件及び将来の土地利用動向を考慮して、次の４つの地域に分けています。



①第1地域

この地域は本町の南部に位置する農業地域であり、今後も農業的土地利用の推進を図ります。

台地と低地の接点部における斜面及び沿岸域の森林は、町土保全等公益的機能を有するため、その保全を図ります。また、沿岸域は、県指定天然記念物のアカウミガメの産卵地であるため、その保護に努めます。

宮田川は、自然環境に配慮しつつ河川改修を推進するとともに、散策道の整備を図るなど、快適でうるおいのある空間づくりに努めます。

南九州大学移転後の跡地活用については、引き続き動向を注視しながら、大学側の意向も踏まえた有効活用に努めます。

②第2地域

この地域は本町の西部台地に位置する農林業地域であり、今後も農林業的土地利用の推進を図ります。

高鍋防災ダム周辺は、心のふるさとの拠点として位置づけ、自然環境及び農村環境の保全・創出、都市と農村の交流、町民の健康維持増進などを図るため、高鍋湿原、温泉、複合型高齢者福祉施設及び周辺環境と共生する農村風景を復元・創出する「四季彩のむら構想」を引き続き推進します。また、高鍋湿原保護のため、水供給源となっている周辺森林を保全するとともに、針葉樹から広葉樹への転換に努めます。

長法寺地域及び老瀬地域については、整備した農村公園を地域住民の憩いの場として有効活用するとともに、農用地・農業用施設の保管理や植栽などによる農村景観形成を地域ぐるみで推進します。

③第3地域

この地域はほぼ全域が都市計画区域であり、住宅地、工業用地及び商業等が集積する市街地（用途地域）とその周辺の農用地によって構成されています。

用途地域内において、旧国道10号沿道及び都市計画道路蓑江・持田線周辺は、今後とも中心商店街として充実した商業環境形成を図ります。

舞鶴公園一帯は、歴史的・文化的資源を活かして、歴史・文化・自然にふれあえる場及び観光客と住民との交流の場として整備充実を図ります。

その整備にあたっては、風致地区等の自然環境・景観保全、親水環境の向上等に配慮します。

小丸川河川敷及び蚊口浜は、今後も親水ゾーン・レクリエーションの場として活用するため、自然環境の保全に配慮しながらその整備充実を図ります。

④第4地域

この地域は本町の北部、小丸川以北に位置し、台地部は畑、低地部は水田の農業地帯ですが、小丸川左岸一帯は、都市計画区域（用途地域外）に含まれており、低地部においては、東部工業団地及び小丸河畔運動公園が立地しています。

今後も農業的土地利用の推進を図ることとしますが、東九州自動車道高鍋ICの整備に伴い、その周辺では開発ニーズが高まることが予想されるため、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用への計画的誘導が必要となります。このため、高鍋IC周辺は農業ゾーンとして保全を図ります。また、高鍋ICへのアクセス道の整備等、小丸川以南地域との連携強化を図るための道路網形成にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、農業的土地利用との調整を十分に図るものとします。

持田古墳群周辺は、子どもからお年寄りまで古代にふれあい語り合える古代ロマンゾーンとして景観を保全し、高鍋大師や宮崎県農業科学公園「ルピナスパーク」と連携を図りながら、観光レクリエーション拠点を形成します。

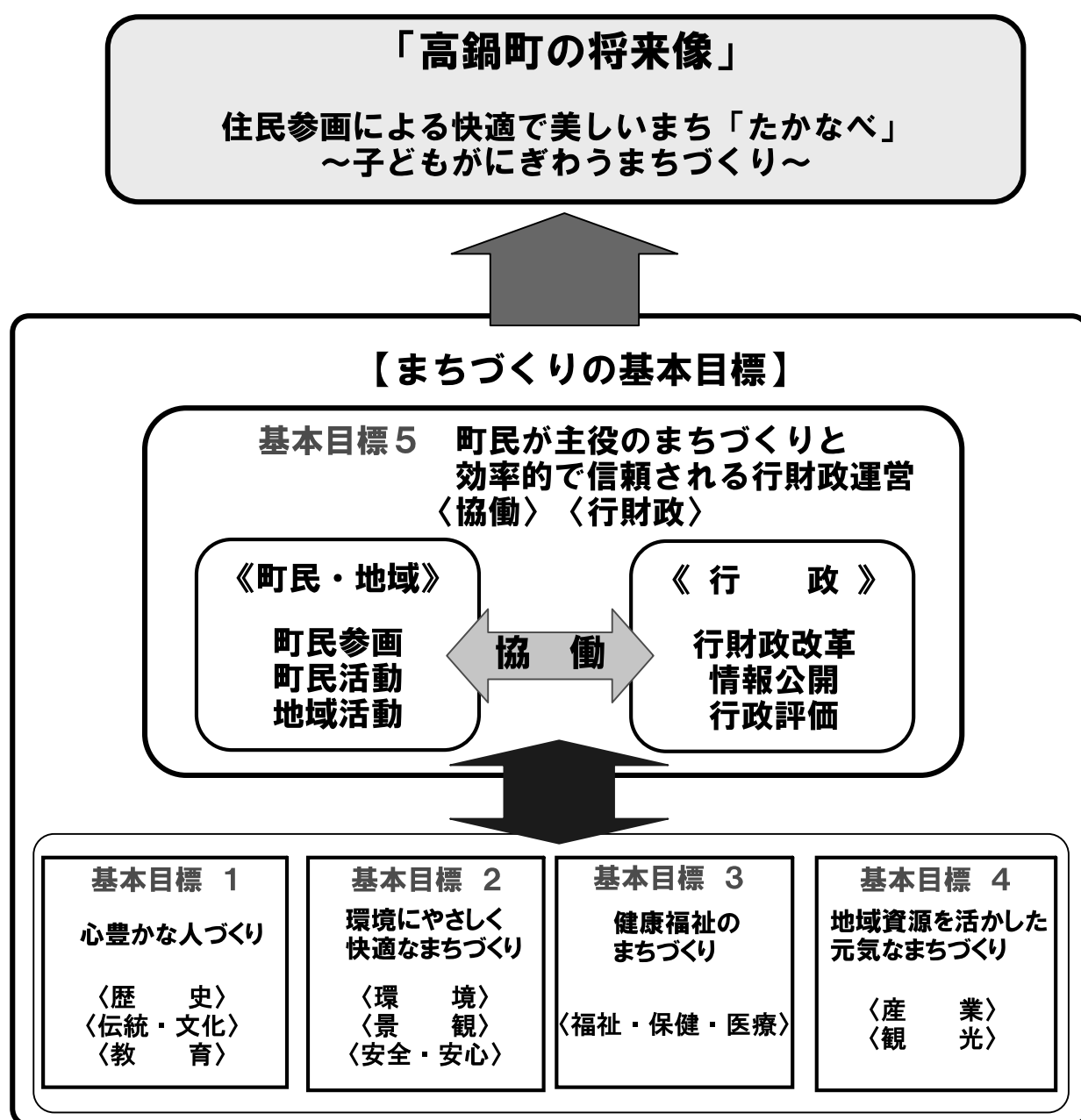
第2章 まちづくりの基本方針

わが国は、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、社会・経済の成長力低下や財政・社会保障・医療・教育・地域社会に至るまで構造的な問題が顕在化しています。

本町においても、人口の減少や活力の低迷が続き、町民の町政に対する危機感や改革への期待感が増してきています。

このようなことから、町民等と行政とがそれぞれ適切な役割分担のもとで、「自助」「共助」「公助」を基本とし、町民主体の自治とそれを支援する行政の協働によるまちづくりを進めていきます。そのためには、町民や地域の活力はもとより、より効率的で信頼される行財政運営が求められます。

町民と行政との協働のもと、既成概念にとらわれない発想と行動力によって、《住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」》の実現を目指します。



第3章 まちづくりの基本目標

本町の将来像の実現に向けて、以下のとおり町政全般にわたる基本目標を設定します。

【基本目標】

1. 心豊かな人づくり（歴史、伝統・文化、教育）
2. 環境にやさしく快適なまちづくり（環境、景観、安全・安心）
3. 健康福祉のまちづくり（福祉・保健・医療）
4. 地域資源を活かした元気なまちづくり（産業、観光）
5. 町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営（協働、行財政）

1. 心豊かな人づくり

本町の自然、歴史、文化、民俗などの地域資源を活かして、住む人にとっても訪れる人にとっても、魅力的で文化の香り高いまちづくりを目指します。

また、高鍋町で育つ子どもたちが、健やかで心豊かに成長できるよう、家庭・学校・地域が連携・協力し、地域に根ざした教育を推進するまちを目指します。

まちづくりの主役は町民です。町民の力を最大限に発揮できる環境をつくり、地域での活動や住民団体が公共を担う活動を活発にすることを目指します。

◆ 1-1 歴史と伝統・文化を活かしたまち

本町は、「歴史と文教の町」としての伝統があります。地域の文化や伝統を学び、受け継ぎ、伝承することは、町民のふるさと意識の源泉です。また、本町の地域資源を新たな視点で見直し、ふるさとの良さを再発見するとともに、新しい地域文化の創造を支援し、町民が誇れる魅力あるまちを目指します。

◆ 1-2 生きがいを持って学び、やる気を活かせるまち

生きがいづくりや地域の活性化を進めるため、町民の主体的な生涯学習活動を支援します。また、まちづくりやものづくりの様々な場面で、「やる気」が施策を実現するうえでの基本となります。町民が「やる気」を持って行う活動には積極的な支援を行い、町民の力を最大限に発揮できるまちづくりを目指します。

町民が地域コミュニティ活動に積極的に参加し、地域への愛着と思いやりの心を育みながら、互いに尊重し助け合う地域自治のまちを目指します。また、多様化する町民ニーズに的確に対応した、より質の高い、最適な公共サービスが提供できるよう、町民、NPO法人等、事業者との協働による住民自治のまちを目指します。

◆ 1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

高鍋町の子どもたちが、豊かな感性や人間性を備え、学力・体力・たくましく生きる力を身につけるとともに、郷土に誇りと愛着を持って、社会の発展に寄与する人として育つまちを目指します。

また、家庭・学校・地域の連携をさらに強化し、地域総ぐるみで子どもたちを守り、育てるまちを目指します。

2. 環境にやさしく快適なまちづくり

本町が有する自然環境や歴史的文化的環境を保全しながら、個性ある景観の形成を図るとともに、町民・事業者・行政が一体となって、地球環境に配慮した行動を進め、環境にやさしい循環型の持続可能な社会を目指します。

また、町民の誰もが住みやすく、災害時の防災体制が整っているなど、安全安心で便利なまちを目指します。

◆ 2-1 自然環境や景観を大切にすまち

本町が有する海・山・川などの豊かな自然、市街地周辺にあるのどかな農村風景、舞鶴公園や水を湛える城堀など、身近な自然環境や歴史的文化的環境を保全・活用するとともに、これらの恵みを楽しみながら、美しく良好な景観を形成することにより、自然とまち並みの調和を図り、快適に暮らせるまちを目指します。

また、ごみの減量化・リサイクルの推進や地球温暖化防止など、様々な環境問題に対応するため、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、環境にやさしいまちを目指します。

◆ 2-2 生活を支える基盤が整っているまち

暮らしやすく、安全で便利なまちづくりを目指して、通勤・通学・買い物など日常生活に便利で安全性に優れた生活道路の整備を進めます。

また、安全で安定した水の供給を受けられるなど、町民の生活に密着した基盤整備を推進し、町民が生活しやすいまちを目指します。

◆ 2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

町民の生命や財産が守られ、安心して暮らせる危機管理体制や消防・救急体制が整い、防災対策が充実したまちを目指します。

また、地域が一体となって防災や防犯、交通安全活動に取り組むなど、地域の安全が地域によって守られ、安心して暮らせるまちを目指します。

3. 健康福祉のまちづくり

すべての町民が心身ともに健康で安心して暮らせるよう、医療や福祉の充実が図られ、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実したまちを目指します。

◆ 3-1 人にやさしいまち

町民一人ひとりの人権が尊重され、お互いを認め合うとともに、障がい者や高齢者をはじめ地域で暮らしている誰もが安心して自立した生活を送ることができる、ともに支えあう地域福祉が充実したまちを目指します。

また、子育ての不安が解消され、高鍋町で子どもを産み育てようと思える「子育て世代が住み続けたいと思えるまち」を目指します。

◆ 3－2 健康に暮らせるまち

町民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、主体的な健康づくりや疾病予防、健康管理や健全な食生活を行うとともに、スポーツやレクリエーションを楽しむ環境が整っているまちを目指します。

また、誰もが安心して医療を受けられるとともに、救急医療や高度医療などが必要な場合にいつでも利用できる医療体制の充実したまちを目指します。

4. 地域資源を活かした元気なまちづくり

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業が活発に営まれるとともに、町民の誰もが職場でいきいきと働くことのできるまちを目指します。

◆ 4－1 活力ある産業が育つまち

充実した生産基盤と多様な担い手により、本町の豊かな自然環境を活かした農林水産業が営まれ、地域に根ざした地場産品の消費拡大を図るための「地産地消」や、高付加価値化産品の開発に取り組むなど、安心・安全な「たかなべブランド」の創出を目指します。

また、商業の活性化を図るため、商店街を新たな視点から見直し、単なる買い物の場から「ふれあいの場、生活文化の場、暮らしの広場」として、地域に根付いた活気や魅力と個性あふれる商店街づくりを目指します。

さらに、今まで単独的に行われてきた農林水産業・商工業・観光レクリエーションや、本町が有する自然・歴史・文化・民俗芸能・温泉など、地域の人材・技術・産業を効果的に結びつけ、相互の補完効果と相乗効果を高めるとともに、拠点施設を整備・活用して「たかなべ」らしさを創造し、元気のあるまちを目指します。

◆ 4－2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業は、人々の働く場を確保し、所得を得るためのものであり、様々なサービスを通じて、町民の快適で便利な生活を支える基盤でもあります。

既存企業の育成・強化はもとより、新産業の創出や優良企業の誘致を推進し、若者をはじめとする町民の就業機会が確保され、安心して働くことができるまちを目指します。

◆ 4－3 観光交流のまち

本町には、学術的にも貴重な動植物が存在する「高鍋湿原」などの自然資源、国指定史跡の「持田古墳群」を代表とする文化資源、「高鍋温泉」「蚊口海浜公園」「舞鶴公園」などの観光資源、「天然牡蠣」「焼酎」「野菜」などの生産資源、質・量ともに充実した社交業・飲食業など、豊富な地域資源があります。

これらの地域資源を活かすとともに、観光に関わる人材を育成し、本町特有の様々な観光の具現化を図り、観光交流のまちを目指します。

また、周辺市町村の観光レクリエーション資源との連携により広域圏の魅力を高める広域観光の振興を図ります。

5. 町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

町民と行政の対話を基本に連携を深めながら、町民一人ひとりが主役になり、まちづくりについて考え行動ができるような基盤・気運づくりを図ります。そして、町民・事業者・行政が、地域の課題や事業実施に向けてビジョンや情報を互いに共有し、それぞれの立場で知恵を出し合い、汗を流し、協力して課題解決を目指す「協働のまちづくり」に取り組みます。

また、厳しい財政状況の中で、町民に真に必要なサービスを提供し続けるため、将来を見据えた地域経営を行い、町民本位のサービス体制、時代や環境の変化に対応できる組織づくりに努めるとともに、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）で最大の効果を得られるよう、効率的で効果的な町政を推進します。

◆ 5-1 町民との協働の推進

まちづくりの主役である町民を中心として、ボランティアやNPO法人等の団体、自治公民館をはじめとする地域コミュニティ、事業者などの様々な活動主体が、適切な役割分担のもとに協働してまちづくりに取り組む体制の確立を図ります。

◆ 5-2 効率的で信頼される行財政運営

「みんながかわろう、みんなでつくろう、わが町たかなべ」～第5次高鍋町行財政改革大綱～に基づき、事務事業の見直しや簡素で合理的な組織・機構の整備など、積極的に行財政改革に取り組むとともに、職員一人ひとりが、常に改革・改善の意識を持ち、町民の視点に立った最適な行政サービスを提供できる「能力と意欲を持った職員」の育成に努めます。

また、利用者・生活者の視点を基本に費用対効果を検証しながら、ITを駆使した改革を進め、庁内業務の効率化や、町民が容易に情報の発信や入手を行うことができるなど、情報化の推進を図ります。

◆ 5-3 広域行政の推進

町民の生活圏や行政運営の一部は町域を越えた広がりを見せており、広域的な施策展開の必要性がさらに高まっています。周辺市町村との連携が求められる課題については、積極的な広域行政への拡充を図ります。また、既に広域で取り組んでいる事業については、業務内容の充実や効率化に努めます。

市町村合併については、町民の意見を踏まえながら、東児湯五町（高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町）合併を基本に、県や関係町との連携を図りながら、引き続き実現に向けた取り組みを推進します。

